

議案第 15 号

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 22 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

桐生市福祉医療費助成条例(平成 19 年桐生市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「療養費」の次に「(家族療養費及び特別療養費含む。次項において同じ。)」を加え、同項第 5 号中「訪問看護療養費」の次に「(家族訪問看護療養費を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第 3 項中「(次条第 1 項第 2 号に該当する者であって、受療の際に社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。))を提示しなかったものにあつては、第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる額の合計額)」を削り、同項第 1 号中「自己負担金」を「一部負担金」に改め、同項第 3 号中「(次条第 1 項第 2 号に該当する者であつて、受療の際に減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額)」を削り、同号ウを削り、同項第 4 号中「(次条第 1 項第 2 号に該当する者であつて、受療の際に減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額)」を削り、同号ウを削り、同条第 4 項中「並びに柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)」を「、柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)」に改め、「規定する柔道整復師」の次に「並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 1 条に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師法(昭和 45 年法律第 19 号)」を加え、同条に次の 2 項を加える。

5 この条例において「減額認定証」とは、社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証のことをいう。

6 この条例において、「電子資格確認」及び「電子的確認」とは、社会保険関係各法及び関係政省令の規定に基づく電子資格確認及び電子的確認のことをいう。第 3 条第 2 項第 1 号中「者」を「者。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、その保護を停止されている者を除く。

第 4 条を次のように改める。

(支給対象額)

第 4 条 支給対象となる額は、次条第 1 項の規定により市長の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が医療機関等に支払うべき一部負担金とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる法令又は制度等により一部負担金の一部について給付されるときは、その給付される額の限度において、福祉医療費を支給しない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による自立支援医療費の支給

- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)による更生医療の給付
 - (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による療育の給付、同法による小児慢性特定疾病医療費の支給
 - (4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による療育医療の給付
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による医療の給付
 - (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による医療の給付
 - (7) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給
 - (8) その他の法令又は制度等による一部負担金に関する額の支給
 - (9) 社会保険関係各法に規定する高額療養費及び高額介護合算療養費の支給若しくは付加給付
- 3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号又は第6号に該当する受給者が受療の際に減額認定証を提示しなかったとき(受療の際に食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。)は、次の各号に掲げる金額は支給しない。
- (1) 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額
 - (2) 保険外併用療養費及び療養費の支給にあたり算定される費用の額のうち入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

第6条第1項中「、「更新申請」」を「「更新申請」」に改め、同条第2項中「更新」を「この場合において、更新」に改める。

第7条中「受給者は、医療機関等において第2条第2項各号(第4号を除く。)の医療給付を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証とともに、受給者証を提示しなければならない。」の次に「この場合において、第3条第1項第2号及び第6号に該当する支給対象者が、第4条第3項第1号及び第2号の金額について福祉医療費の支給を受けようとする場合には、共に減額認定証を提示しなければならない(受療の際に食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。)」を、「受けようとするときは、」の次に「電子資格確認又は」を加え、「、「組合員証又は加入者証」を「等の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受ける」に改め、同条ただし書を削る。

第8条第1項中「前条」を「第4条」に改め、同条第2項中「支払い」を「支払」に改め、同条第3項中「前条」を「第4条」に改め、同条第4項中「支払い」を「支払」に改める。

第9条第1項中「市長は、前条の規定による福祉医療が受けられない場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給者又は保護者等に支給する

ことができる。」の次に「この場合の福祉医療費の支給対象額は、第4条第1項から第3項のとおりとする。」を、「規定による福祉医療」の次に「費の支給」を加え、「場合で」を「場合でも」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「とき」を「とき。」に改め、同項第2号中「とき」を「とき。」に改める。

第13条中「第9条第1項」を「第4条第2項及び第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 15 号 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

オンライン資格確認等の実施により健康保険法等の一部が改正されたことに伴い、医療機関等における電子資格確認及び電子的確認について、所要の改正を行おうとするものです。